

## IV 基礎自治団体長（市長・郡守・区庁長）選挙

### 1 概要

一般の市、郡、自治区の基礎団体長選挙でも結果は同様で、230団体のうち、団体長は「民自党70、民主党84、自民連23、無所属53」の割合で、他の選挙と同様の傾向を見せた。地域別に見ると、ソウル特別市では25の区庁長選挙において民主党が23名、全羅南・北道では38の市長・郡守選挙において民主党が35名を占め、また忠清南道では15の市長・郡守のすべてを自民連が独占、釜山広域市では16区庁長選挙において民自党が14名を占めた。このように広域自治団体長及び議会議員選挙と同様の結果が出たことから、29日付け朝鮮日報は「民自党、基礎団体長選挙でも敗北」、「各政党の地域党化が更に深刻化」等の分析をした。

### 2 基礎団体長候補の公認と競争率

基礎団体長選挙は、広域団体長・広域議員選挙とともに政党の公認が認められている。政党の公認が認められているので、選挙が行われる前から、どの政党がどういう候補を公認するかということに関心が集まつた。また、与党は与党なり、野党は野党なりに、公認の方法と結果をめぐり党内での対立が激しくなることもあった。

対立の様相は、様々な形で表れた。中央党と地区党委員長の対立があったかと思えば、同じ自治区域内を分割して担当している地区党委員長間の対立もあった。また、地区党委員長とその地区の党代議員の対立、代議員間の対立もあった。地域レベルの対立が激しくなり、地区党委員長が候補の公認を最初から放棄するという地域も出てきた。候補を公認することにより、地区党组织を崩壊させるおそれがあると判断したためである。4年前と違って、地方政界がある程度成熟してきたため、すべてのことを中央党や地区党委員長が一方的に決定できない状態であった。

しかし、各政党が地域を分割するという構図により、各政党の基盤が弱い場所では話が全く異なり、候補を出すことさえ難しい状況に直面することもあった。湖南地域においての民自党と自民連の立場がそうであり、慶尚北道地域では、民主党がその代表的な例である。自民連の場合は、政党としての体系さえ整備されていない状況であり、ソウル地域でさえ、独自の公認、候補を出すことができなかった。地域に基盤を置いた政党のもろさを露呈したこととも言える。

このような大変な状況の中で、各政党は競選（予備選挙）、又は推薦を通じて基礎団体長候補を公認し、これら候補は、無所属候補と共に6月11、12日に選挙管理委員会に候補者登録をした。登録した候補者は230基礎団体で合わせて943名であり（表1）、平均4.1倍の競争率であった。これは、3.7倍の競争率であった広域団体長選挙や、広域議員選挙の2.8倍、基礎議員選挙の2.6倍という競争率よりは高かった。江原道原州市の場合は11名が立候補し、11倍の競争率であった。

候補者の年齢は、50代前後が大半であり、候補者登録最終日の6月12日現在では、

総候補者の50%を上回っていた。その他、60代が25%程度、そして40代が20%程度であった。結局、候補者のほとんどは40代から60代であった。

経歴では、予想以上に行政経験のある人が多かった。選挙の1、2年前の、野党を中心 に政治家と事業家などを推薦するという多くの予想とは異なる結果となった。しかし、実際に選挙が近づき、地方自治の生活自治的な側面が強調され始めたため、野党も行政経験の豊かな人物を候補として迎え入れる努力を始め、ソウル等当選の可能性が高い地域を中心に、団体長の経験者が野党のこうした努力に応じるようになった。その結果、与・野党とも現職団体長出身等、行政経験者を大挙して推薦することになった。

〈表1〉基礎団体長選挙の地域別競争率

地 域	定 数	候補者数	競 争 率
ソウル	25	99	3. 96
釜 山	16	49	3. 06
大 邱	8	28	3. 50
光 州	5	14	2. 80
仁 川	10	37	3. 70
大 田	5	21	4. 20
京 畿	31	148	4. 77
江 原	18	87	4. 83
忠 北	11	48	4. 36
忠 南	15	65	4. 33
全 北	14	58	4. 14
全 南	24	86	3. 58
慶 北	23	95	4. 13
慶 南	21	93	4. 43
済 州	4	15	3. 75
計	230	943	4. 10

### 3 選挙運動

広域団体長と異なりテレビコマーシャルや新聞広報が許可されないだけではなく、マスメディアの関心をあまり受けられない基礎団体長の場合は、“金を絞って、足と口は自由に”という現行選挙法の趣旨を最大限に活用し、街頭での個人演説会や電話、そして縁故ある組織に支持を訴えるという事が最大の戦略であった。また、PC通信を通じて広報をする等、一部候補による新たな試みが行われたが、どの程度の効果が出たかは不明である。

このような結果、マスメディアの関心をひいた広域団体長候補とは違い、基礎団体長候補は、有権者に自分を知らせることさえできない場合も多かったと言われる。それでも道地域の市長・郡守候補はまだ良い状況であった。基礎団体長に対する関心が道知事に対する関心を上回ることもあり、容易に自分を知らせることができた。しかし、ソウル特別市

と5広域市の場合は全く違った。広域団体長に対する関心があまりにも高い状況であったため、自治区長候補は自分の名前を知らせることさえも難しい状況であったと言われる。教会のような宗教組織や同窓会等、縁故がある組織にできるだけ深く入り込み、街頭演説をいくら一生懸命しても有権者の関心は相変わらず低かった。実際に様々な調査によれば、大都市では多くの有権者が投票の当日まで、候補者の名前さえもろくに知らなかった。自治区長選挙が独自の方向を出そうとしても、特別市長、広域市長選挙により引っ張られていくというパターンが見られた。

#### 4 投票率と投票結果

学界の一部では投票率が80%に達するという予測もあったが、実際の投票率は68.3%であり、全般的に都低村高の様相を見せた。

〈表2〉投票率の比較

地 域	95年地方選挙	91年基礎選挙	91年広域選挙
ソウル	65.9	42.3	52.4
釜 山	66.3	49.7	57.6
大 邱	64.0	44.5	53.3
仁 川	62.0	42.7	53.9
光 州	64.9	50.8	55.6
大 田	67.0	49.0	59.8
京 畿	63.3	52.2	55.4
江 原	74.8	68.7	68.5
忠 北	72.7	64.9	65.7
忠 南	73.8	67.3	69.0
全 北	73.7	65.2	63.5
全 南	76.1	69.4	63.5
慶 北	76.8	79.3	68.7
慶 南	73.1	64.5	64.8
済 州	80.5	70.1	74.7
平 均	68.3	55.0	58.9

※95年は内務部暫定の最終集計（6月28日）

この投票率は、92年総選挙の71.9%や大統領選挙の81.9%よりは低かったが、91年の基礎議員選挙の55.0%と広域議員選挙の58.9%よりは高かった。91年地方選挙より高いことは、ソウル市長をはじめ政治的意味合いが強い広域自治団体長選挙が同時にあった点、自治団体長に対する関心が地方議員に対するものとは違うという点から十分予想されたことだとも言える。

選挙結果は、広域団体長選挙と同じく深刻な“地域分割構図”を表すものとなった。

〈表3〉から分かるように、民自党は釜山と慶尚南道地域で圧倒的に強いところを見せた。釜山では16自治区中14自治区を獲得し、慶尚南道では21市・郡中11を占めた。一方、民主党は湖南地域とソウルで勝利した。光州では5自治区すべてを獲得し、全羅南道では24市・郡内22を、そして、全羅北道でも14市・郡中13を占めた。趙淳民主党候補が市長に当選したソウルの場合も、民主党が25自治区中江南区と瑞草区を除いた23自治区を占め、圧勝した。

自民連も忠清圏で圧倒的に優位であることが判明した。大田では5自治区中4の自治区を占め、忠清南道では15市・郡のすべてを獲得した。

〈表3〉全国当選者の政党別分布図

(自:民自党／主:民主党／連:自民連／無:無所属)

地 域	広域団体長				基礎団体長				広域議員			
	自	主	連	無	自	主	連	無	自	主	連	無
ソウル	0	1	0	0	2	23	0	0	17	130	0	0
釜 山	1	0	0	0	14	0	0	2	54	2	0	5
大 邱	0	0	0	1	2	0	1	5	10	1	8	22
仁 川	1	0	0	0	5	5	0	0	15	20	0	1
光 州	0	1	0	0	5	0	0	0	1	25	0	0
大 田	0	0	1	0	0	1	4	0	0	1	25	0
京 畿	1	0	0	0	13	11	0	7	59	63	0	14
江 原	0	0	1	0	9	1	1	7	31	8	1	18
忠 北	0	0	1	0	4	2	2	3	14	11	6	9
忠 南	0	0	1	0	0	0	15	0	5	3	52	1
全 北	0	1	0	0	0	13	0	1	2	53	0	3
全 南	0	1	0	0	0	22	0	2	4	66	0	5
慶 北	1	0	0	0	8	1	0	14	56	4	2	31
慶 南	1	0	0	0	10	0	0	11	58	3	0	33
済 州	0	0	0	1	3	0	0	1	9	3	0	8
全 国	5	4	4	2	75	79	23	53	335	393	94	150

(金兼準、地方行政、1995年7月)

## V 広域自治団体（特別市・広域市・道）議会議員選挙

### 1 概要

広域議会議員選挙は、970議席中「民自党335、民主党390、自民連94、無所属151」という結果であった。4年前の1991年6月20日に行われた選挙では、議員定数866に対し、「民自党564、新民党165、民主党21、民衆党1、無所属115」と民自党が大勝したが、今回は前回とは対照的に民自党が約1／3の議席しか確保できなかった。地域別に見た場合、ソウル特別市は比例代表を含む定数147議席中、民主党が130議席に対し民自党が17議席、釜山広域市では定数61議席に対し、民自党が54議席、民主党が2議席、また忠清南道では定数61議席に対し、自民連53議席、民自党5議席、民主党2議席、さらに全羅南道では定数75議席に対し、民主党66議席、民自党4議席、無所属5議席のように、広域団体長選挙と同じく地域により支持する政党が異なる、言わば「政党の地域化」という結果が出た。

### 2 候補者の競争率

市・道議会議員の選挙は、復活後2度目の選挙である。復活1回目である91年選挙で、候補者の競争率は3.3倍で、候補者間の競争が激しかったが、今回の選挙ではそれより0.5ポイント低い2.8倍であった。（表1参照）

このような競争率は、市・郡・区議会議員に比べると高いが、基礎団体長・広域団体長と比べると低いものであった。

〈表1〉広域議員の地域別競争率

	議員定数	候補者数	競争率(%)
ソウル	133(14)	402	3.0
釜山	55(6)	127	2.3
大邱	37(4)	124	3.6
仁川	32(4)	58	1.8
光州	23(3)	90	3.9
大田	23(3)	91	4.0
京畿	123(13)	343	2.8
江原	52(6)	145	2.8
忠北	36(4)	102	2.8
忠南	55(6)	153	2.8
全南北	52(6)	143	2.8
全南北	68(7)	182	2.7
慶北	84(9)	215	2.6
慶南	85(9)	227	2.7
済州	17(3)	46	2.7
計	875(97)	2,448	2.8

復活後初の任期中は無報酬の名誉職であったが、今年からは一定の給与が支払われるようになった。それにもかかわらず競争率が低いことについては、様々な理由が挙げられるが、代表的な理由としては、たとえ一定額の給料が支払われることになったとしても、実際議員活動をするためにはそれよりも多い資金が必要であり、これに比べ、活動に対する認識度が低いということであろう。

しかし、競争率は、広域及び基礎団体長と比べると低いが、基礎議員候補に比べると高い。すなわち、基礎議員候補の競争率 2.6 倍に比べて、0.2 ポイント高い 2.8 倍である。特に、競争率が一番高い地域は、〈表1〉からわかるように大田で 4 倍であり、光州が 3.9 倍、ソウルが 3 倍の競争率を示した。

### 3 広域議員当選者の政党別比較

#### (1) 地域及び政党別現況

広域議員選挙で組織的に候補に対し公認をした政党は、与党である民自党と第1野党である民主党、そして金鍾泌氏主導の自由民主連合（自民連）等3政党であり、無所属候補も競争に加わった。もちろん、3政党がすべての選挙区に公認候補を擁立したわけではなく、野党は特定地域を基盤にしているため、一部地域では公認候補の擁立はできなかった。このような状況の中で、各政党が地域別に得た得票率は次のとおりである。

〈表2〉広域議員の地域別・政党別得票率

	民自党	民主党	自民連	無所属
ソウル	36.7	48.6	3.2	11.5
釜山	55.7	13.2	0.2	30.9
慶南	44.5	8.4	0.1	47.0
大邱	31.2	7.4	11.1	50.3
慶北	45.2	8.3	2.9	43.6
仁川	39.0	39.3	10.5	11.2
京畿	40.5	39.2	3.7	16.6
光州	9.6	82.3		8.1
全南	18.6	55.1		26.3
全北	24.4	60.5		15.1
大田	12.8	16.2	55.5	15.5
忠南	27.1	8.4	54.5	10.0
忠北	35.9	22.6	13.4	28.1
江原	39.4	19.9	4.3	36.4
済州	34.2	10.5		55.3
計	36.3	32.7	7.2	23.8

〈表2〉からわかるように、民自党は釜山、京畿、江原、忠北、慶北で1位の得票率であったが、民自党の票田である慶尚南道では、むしろ無所属が高い得票率を示した。民主党はやはり湖南地域をはじめ、ソウルで48.6%という高い得票率を示した。自民連は金鍾泌総裁の地元である忠南と大田で圧倒的に優位であった。しかし、大邱と慶南、済州では無所属の得票率が高く、江原道でも無所属が高い得票率を記録し注目される。

## (2) 政党別の当選者数

広域議員は基礎議員と異なり、広域団体長及び基礎団体長選挙と同様に政党公認が行われたことから、個人の競争ではなく政党間の競争という特徴がある。こういった点から、広域議員の選挙結果は、政党支持度の判断の尺度になるだけでなく、広域行政の方向の予測ができる重要な指標になると言える。

〈表3〉からわかるように、全体的に民主党が政権政党の民自党より多くの当選者を出した。民自党は、ソウルで147名中17議席にすぎなかった。特に、民主党の票田である湖南地域を除いても、忠清圏では金鍾泌の勢力により大田では一人の当選者も出すことができず、忠南では61議席中5議席を占めたにとどまった。特に、民自党は本拠地である慶尚南道でさえ、議員定数94中33議席を無所属に獲得された。

一方、民主党は、湖南での圧勝以外にも、ソウルで147議席中132議席を確保し、本拠地である光州でも26議席中1議席を民自党に取られただけで、25議席を確保した。自民連は、票田の忠南で55議席中50議席を占め、大田では地区区23議席全議席を独占した。しかし、大邱では地区区37議席中、民自党が8議席を占めたが、自民連も7議席を確保して新たな主人の可能性を見せたものの、22議席は無所属が占めた。慶尚北道では、地区区84議席中民自党が50議席、無所属は31議席であった。

〈表3〉広域議員の政党別当選率

	候補	当選者	当選率(%)
民自党	833	286	34.3
民主党	583	352	60.3
自民連	179	86	48.0
無所属	852	151	17.7

今回の選挙で、民自党は875選挙区のうち833地域で公認候補を出したが、当選者は286人だけで、当選率が34.3%と低いのに対して、民主党は66%の公認率で、60%の当選率を記録した。新しく結党した自民連は、179選挙区で公認候補を出したが、当選率は48%であった。しかし、無所属候補は852名が立候補し、当選率は17.7%で一番低かった。無所属が得票率では23.8%を記録したにもかかわらず、当選率が低いのは、政党公認から漏れた候補が含まれていることだけではなく、政党性の強い広域団体長選挙の影響、そして、選挙運動の制約等もその理由として挙げることができる。

### (3) 政党の地域別当選者数

各政党の地域別議席数を〈表4〉で見てみると、野党である民主党が湖南はもちろん、ソウル地区で133中122席を占め、全国的にも352名を確保し、与党である民自党の286議席より66議席多い議席を占めた。

反対に、自民連は広域団体長選では民主党と同数の4地域を占めたが、広域議員数では忠南と大田を中心として86議席を獲得するにとどまった。そして、ソウル、釜山、仁川、光州、京畿、全南・北、慶南、済州では一人の当選者も出せなかった。特に、忠清道と接している京畿道でも当選者がなかつただけでなく、86議席中72議席が大田と忠南であるという点が、自民連の現在の状態をよく表している。

今回の選挙で目立ったのは、無所属が151名で17%を占めたことである。

〈表4〉政黨の地域別議席数

	民自党	民主党	自民連	無所属	計
ソウル	11(6)	122(8)	0	0	133(14)
釜 山	50(4)	(2)	0	5	55(6)
慶 南	52(6)	(3)	0	33	85(9)
大 邱	8(2)	(1)	7(1)	22	37(4)
慶 北	50(6)	1(2)	2	31	84(8)
仁 川	13(2)	18(1)	0	1	32(3)
京 總	52(7)	57(6)	0	14	123(13)
光 州	(1)	23(2)	0		23(3)
全 南	1(3)	62(4)	0	5	68(7)
全 北	(2)	49(4)	0	3	52(6)
大 田		(1)	23(2)	0	23(3)
忠 南	3(2)	2	49(4)	10	36(4)
忠 北	12(2)	10(1)	4(1)	1	55(6)
江 原	27(4)	6(2)	1	18	52(6)
済 州	7(2)	2(1)	0	8	17(3)
計	286(49)	352(38)	86(8)	151	875(95)

※比例代表広域議員の定数は97名であるが、民主党が仁川と慶尚北道で公認者が一人ずつ足りなかったため、当選者は95名（資料：東亜日報、7月1日）

反面、今回の広域議員の選挙結果は、91年の選挙結果と比べると政党競争の側面からは与・野党の逆転現象を招いた。下の〈表5〉は、これをよく表している。すなわち、91年の場合、民自党はソウルで132議席中110議席を占めていたのに対し、今回の選挙では逆に民主党が133議席中122議席を占めた。全体的に見ると民自党は91年の選挙で得た議席の半分を失った。地域的には、民自党は釜山と江原、慶尚南・北道では、91年選挙時の地位を守り、済州道だけで優位に立った。反面、大邱は無所属に、大田、忠南は自民連に取られ、仁川と京畿道では民主党に取られた。民主党は湖南とソウルで圧勝し、地方議会の新与小野大の現象を招いた。

〈表5〉 91・95年広域議員の政党分布の対比

	91年度				95年度			
	民自	新民	民主	無所属	民自	民主	自民	無所属
ソウル	110	21	1	0	11	122	0	0
釜山	50	0	1	0	50	0	0	5
大邱	26	0	0	2	8	0	7	22
仁川	20	1	3	3	13	18	0	1
光州	0	19	0	4	0	23	0	0
大田	14	2	1	6	0	0	23	0
京畿	94	3	2	18	52	57	0	14
江原	34	0	1	18	27	6	1	18
忠北	31	0	2	5	12	10	4	10
忠南	37	0	4	14	3	2	49	1
全北	0	51	0	1	0	49	0	5
全南	1	67	0	5	1	62	0	5
慶北	66	0	5	16	50	1	2	31
慶南	73	1	1	14	52	0	0	33
済州	8	0	2	9	7	2	0	8
計	564	165	23	115	286	352	86	153

#### (4) 広域団体長との関係

広域団体長と議会の多数党が異なる場合、団体長の政策を推進するのが難しいという点から、団体長と多数党が一致しているかどうかも、これから地方自治団体運営を占う指標になると考えられる。15の広域自治団体のうち、団体長が民自党の所属である釜山、慶南、慶北は議会も民自党が多数を占めているが、仁川と京畿では議会は民主党が多数を占めている。団体長が民主党所属であるソウルと全南・北、光州も、議会は民主党が多数を占めている。自民連所属の団体長である大田と忠南も、自民連が議会の多数を占めているが、江原道は民自党が多数を占め、忠北はどの政党も過半数を確保できなかった。また、団体長が無所属である済州道も民自党が多数を占め、民自党は団体長を獲得できなかった地域である江原道と済州道で議会議席の多数を占めた。一方、無所属の大邱は、議会も無所属が多数を占めた。

〈表6〉 広域団体長と議会多数党の異なる地域

	広域議員 広域団体長	民 自	民 主	自 民	無所属	計
仁川	民 自	13(2)	18(1)	0	1	32(3)
京畿	民 自	52(7)	57(6)	0	14	123(13)
忠北	自 民	12(2)	10(1)	4(1)	10	36(4)
江原	自 民	27(4)	6(2)	1	18	52(6)
済州	無所属	7(2)	2(1)	0	8	17(3)

( ) は比例代表

#### 4 広域議員当選者の職業及び学歴

##### (1) 職業

〈表7〉からわかるように、広域議員の職業の中で一番高い比率を占めたのは政治家であり、次が商工及び建設業関係者の順である。

〈表7〉広域議員の職業別現況

職業別	政治家	農水産	商工業	建設業	運輸業	会社員	専門人	その他
比 率	23.5	11.1	18.1	6.8	2.2	4.2	5.2	28.9

※資料：韓国日報（6. 30）

##### (2) 学歴

	計	大学院卒	大 卒	大退・専卒	高 卒	中卒	小学校卒
’95	865	118	369	92	210	47	29
’91	866	243	356	78	150	20	19

※資料：韓国日報（6. 30）

当選者の学歴は〈表8〉からわかるように、大卒以上が56%を占めている。特徴として、1991年選挙の場合、大学院卒業者が28%であったが、今回では13%と半分以下に減ったという点である。これは91年にいわば専門大学院終了者が大学院と表記したことからきた学歴インフレがその背景ではないかと考えられる。

（崔漢秀、地方行政、1995年7月）

## VI 基礎自治団体（市・郡・区）議会議員選挙

### 1 概要

基礎自治団体（市・郡・区）議会議員選挙は、4年前の選挙とは二つの面で異なっている。

一つは、4年間の市・郡・区議会議員の活動に対する評価であり、次に、4大同時選挙という新たな状況の中で選挙が行われたということである。

### 2 基礎自治団体議会議員の選挙経過

市・郡・区議会議員は、住民の意思を表出・集約するとともに、市・郡・区行政を監視、批判し、さらには住民に一番身近な存在であるにもかかわらず、その重要性に対する認識は、他の選挙職に比べて低いように見える。このことは、6・27統一地方選挙で、市・郡・区議会議員の選挙が他の選挙に比べ、おそらく扱われたことからもわかる。

まず、新たな選挙媒体としての力を認められた放送や活字媒体から注目を引けなかったことは事実である。もちろん、議員数を考えると、マスコミが関心を持つのは物理的に不可能である。しかし、選挙運動中、基礎議会議員の役割の重要さについて、時間と紙面を使って有権者の関心を高めさせるための配慮があつてもよかつたのではないだろうか。

二番目に、マスコミの無関心により、候補者は自分を知らせる機会の確保ができなかつた。改定選挙法の性格上、市・郡・区議員候補ができるることは、路上でたすきをかけて挨拶するのがやっとである。

三番目に、特に市・郡・区議員候補は政党公認がされなかつたために、候補者の政治的背景を区別するのも難しい状況であった。その上、まるで大統領選挙のようになってしまった市・道知事選挙における政党対決のために、有権者の耳と目は、最初から広域団体長に集まることとなつた。

四番目に、このような結果、特に都市有権者は、候補者に対する情報が全くなく、何も考えずに投票をしたり、広域団体長と同じ記号を記入する場合が多かつた。

結局、このような選挙過程は、人物や政策中心の合理的な判断による投票というよりは、市・道知事や市・郡・区庁長等、団体長の投票を行つたついでに、市・郡・区議員の投票をするということにもなり、とんでもない選挙結果を招くこともなりかねない。

### 3 競争率と投票率

候補者の競争率は、投票率とともに選挙に対する関心の尺度である。しかし、基礎議員選挙はまず、競争率で最下位となつた。

投票率は、選挙結果に影響を与える重要な要因の一つである。伝統的に、投票率が高ければ野党に有利であり、低ければ与党に有利だと考えられてきた。91年選挙で市・郡・区議会議員の投票率は、50%をわずかに超え、有権者の関心の低さがそのまま表れた。

しかし、今回は4大同時選挙だということで、相対的に関心が集まった市・道知事選挙と同時に行われたため、投票率は別に問題とならなかった。

### (1) 候補者の競争率

基礎議員候補者の競争率は、次の〈表1〉からわかるように、91年の選挙では2.4倍と広域議員候補の競争率3.3倍に比べ、0.9ポイント低かったが、95年選挙ではその差が0.2ポイントと縮まった。

〈表1〉4大地方選挙の競争率の比較

	基礎議員	広域議員	基礎団体長	広域団体長
91年選挙	2.4	3.3	—	—
95年選挙	2.6	2.8	4.1	3.7

〈表2〉広域及び基礎団体長と議員定数の比較

基 础	市・道知事 議會議員	15名 970名(比例代表97名含む)
	市 長	68名
	郡 守	103名
	区 庁 長	65名
	議會議員	4,304名
総 計		5,525名

基礎議會議員のこのような競争率は、数字上では、他の選挙が行われる職に比べ議員定数が多く、相対的に低い認識度にその理由があると考えられる。〈表2〉からもわかるように、基礎議員の議員定数は、広域議會議員定数の4.4倍に上る。

〈表3〉 基礎議會議員の地域別競争率

	議員定数	候補者数	競争率
ソウル	806	1,912	2.4
釜 山	320	701	2.2
大 邱	203	444	2.2
仁 川	125	432	3.5
光 州	206	297	1.4
大 田	107	259	2.4
京 畿	599	1,631	2.7
江 原	245	747	3.0
忠 北	180	476	2.6
忠 南	223	658	3.0
全 北	283	880	3.1
全 南	343	1,084	3.2
慶 北	374	1,071	2.9
慶 南	451	1,249	2.8
濟 州	51	124	2.4
計	4,516	11,965	2.6

※資料：朝鮮日報(6.13)

基礎議員選挙は4,541名を選出する選挙に11,965名が出馬し、平均2.6倍の競争率を見せており。このうち、仁川広域市が3.5対1で、一番高い競争率を見せ、全羅南・北道が3対1以上、そして、江原と忠南が3対1の競争率を見せた。

## (2) 投票率

市・郡・区議会議員の選挙は、事実上町内選挙という点で、投票率が低ければ低いほど地縁、学縁、血縁等により投票が左右されやすい。すなわち、縁故者が多い者が有利である。このようなことから、低い投票率は、人物と政策による選択性が弱いとも考えられる。幸いに今回の選挙は、同時選挙だという点で投票率は高く現れたが、代わりに、候補者に対する認知度が低いために「無効票」、「投票参加棄権」などが生じた。

地域別投票率（表4）は、ソウル、釜山、大邱、仁川、光州、大田の6広域市と、都市化の水準が高い京畿道が60%台である反面、他の地域は平均（68.3%）以上の70%台を占め、都低村高の状況となった。平均的な地方選挙の投票率は60%台、国會議員選挙は70%台、大統領選挙は80%台であった。

〈表4〉 6・27地方選挙の投票率と各種選挙の投票率の比較

地 域	総 選		大 選		91地方選挙		95地方同時選挙
	13代	14代	13代	14代	基礎	広域	4大選挙
ソウル	69.3	69.2	88.1	81.4	42.3	52.4	65.9
釜 山	77.7	69.1	88.4	83.2	49.7	57.7	66.3
京 畿	71.3	69.6	88.4	80.4	52.2	55.4	63.3
仁 川	70.1	68.0	88.1	80.3	42.6	53.9	62.0
江 原	82.0	78.0	90.7	91.5	68.7	68.5	74.8
忠 北	83.1	76.0	91.0	81.3	64.9	65.7	72.2
忠 南	78.8	76.0	88.3	78.9	67.3	68.9	73.8
大 田	—	70.1	—	80.3	49.1	59.4	67.0
全 北	80.0	74.3	90.3	85.2	65.2	63.5	73.7
全 南	80.3	75.4	90.3	85.6	69.4	65.6	76.1
光 州	77.9	70.1	92.4	89.1	50.8	55.5	64.9
慶 北	83.3	78.4	91.0	80.6	70.2	68.7	76.8
大 邱	76.8	66.6	89.9	78.5	44.4	53.0	64.0
慶 南	79.9	77.3	89.5	84.6	64.5	64.8	73.1
済 州	82.6	78.6	88.5	80.3	70.1	74.7	80.5
計	75.8	71.9	89.2	81.9	55.0	58.9	68.3

## 4 基礎議員当選者の人口学的背景

### (1) 年齢

4,541名の基礎議会議員当選者は、どういう人物か。まず、年齢から見ると、下の〈表5〉からわかるように、50代が42.8%で一番高い。復活年である91年と比べて、年齢分布図が少し高くなっていることがわかる。

〈表5〉基礎議員当選者の年齢別現況(%)

年齢	30歳以下	31-40歳	41-50歳	51-60歳	61歳以上
95現況	0.3	6.9	36.8	42.8	13.2
91現況	0.7	12.1	38.3	40.3	8.6

※95資料：中央日報(6.30)

### (2) 職業別類型

当選者の職業別現況で目立つのは、政治家の当選が増えたことである。総議員数の中で政治家が占める比率は5.9%に過ぎないが、91年度の0.9%から5%高くなかった。そして、91年に統いて商工業従事者が高い比率を占めており、市・郡・区議員の関係業種に対する利権介入の問題が起きる可能性がある。

〈表6〉基礎議員当選者の職業別現況(%)

職業	政治家	会社員	運輸業	薬・医者	建設業	商工業	農水産	その他
95現況	5.9	2.0	1.3	2.6	5.6	34.1	17.7	30.8
91現況	0.9	4.5	2.0	3.4	8.0	31.7	28.2	21.3

※95資料：韓国日報(6.30)

### (3) 学歴

基礎議員の資質として一つの尺度になる学歴は、65.5%が高校卒又はそれ以下の学歴保有者である。もちろん、学歴が業務能力と一致するという訳ではないが、学歴分布で広域議員(42%)より低い結果となった。

〈表7〉学歴別現況(%)

学歴	高校卒以下	高校卒	大卒	大学院卒
95現況	21.8	43.8	26.0	8.4
91現況	20.5	40.0	24.5	15.0
95広域議員	10.0	32.0	44.5	13.5

※95資料：中央日報(6.30)

## 5 同時選挙での有権者の投票状況

同時選挙の場合、有権者の投票状況は大体3つの側面から考えることができる。一番目は、一番理想的な方法ですべての選挙公職を個別的に選択する「個別投票方式」である。しかし、今回の選挙は市・郡知事候補が選挙の中心になり、基礎議員については投票後も誰に投票したのかわからない事態も発生した。このような状況から、二つの現象が生じた。一つは、1字形「連記投票」である。これは、一番関心が高い広域団体長と同じ記号に投票することである。

もう一つは、行政府(団体長)と議会(議員)の牽制と均衡のためそれぞれ違えて投票

する「分離形投票方式」である。今回の選挙では、1字形連記名投票が多かった。この場合、投票順序が〈広域団体長－基礎団体長〉 〈広域議員－基礎議員〉 順であるので、下位選挙職、特に無所属候補者と政党公認が排除された基礎議員選挙が大きな影響を受けた。

東亜日報（6月29日付け）によると、政党公認が排除された無所属の基礎議員4, 253名（6月29日までの当選確定者）のうち、記号別当選者は次のとおりである。

〈表8〉 基礎議員記号別当選者

記号	当選者(%)	記号別平均得票率
1番	1, 487 (35%)	44.0%
2番	1, 657 (39%)	46.9%

上の〈表8〉からわかるように、市・郡・区議会議員当選者4, 253名のうち、84%が記号1と2である。これは、記号別平均投票率でみた場合、「1字投票」の現状を表している。

中央日報の世論調査（6月30日）もこれを支持している。すなわち、広域団体長を1番に投票した時、他の候補も1-1-1-1というふうに投票したという有権者が16.3%、2-2-2-2に投票したという有権者は19.6%に上る。これを表で見ると次のとおりとなる。

〈表9〉 広域団体長と連係投票率

記号1-1-1-1	記号2-2-2-2	個別投票者	全員無所属投票者
16.3%	19.6%	9.8%	6.0%

1番と2番に投票した有権者は、政党選好に基づいて与党と第1野党のうちで一つを選択する有権者である。しかし、3番を選択した有権者は、政党に対する批判的な脱政党の態度を持っている有権者である。そして、個別投票者は、投票の背景に地域感情や政党又は人物等が等しく作用したはずである。しかし、全員無所属に投票したと答えた有権者の比率が15.8%にとどまっている点から、個別投票者カテゴリー中の無所属選好者を勘案するとしても、相当数の有権者は政党のカテゴリーに属していると考えられる。

それでも、基礎議員は政党公認が排除されたという点が、候補者にとっては運命的であった。これが同時選挙の限界であると考えられ、次の選挙では補完策が必要とされる課題だといえる。（崔漢秀、地方行政、1995年7月）

## VII 資料編

### 1 選挙の仕組み

#### (1) 選挙権と被選挙権

○統合選挙法第15条には、選挙権について次のとおり規定している。

① 20才以上の国民は大統領及び国会議員の選挙権を有する。

② 20才以上の国民として選挙人名簿作成基準日現在、当該地方自治体の管轄区域内に住民登録をしている者はその区域で選挙する地方議会議員及び地方自治体の首長の選挙権を有する。

また、第16条（被選挙人）には、

① 40才以上の国民は大統領の被選挙権を有する。

② 25才以上の国民は国会議員の被選挙権を有する。

③ 選挙日現在、連続して90日以上当該地方自治体の管轄区域内に住民登録をしている住民で、かつ25才以上の国民は、その地方議会議員及び地方自治体の首長の被選挙権を有すると規定している。

#### ○選挙人名簿の作成と有権者確定

選挙人名簿は、選挙権を有する者を確認・公証する公簿として、選挙権を持っている者は必ず、選挙人名簿に登載された後、選挙権を行使することができる。

今回の選挙の選挙人名簿の登載対象者は、名簿作成基準日である6月5日現在、住民登録されている20才以上（75年6月28日以前生）の住民のうち、不適格事由のない者を対象に、全国一斉に電算システムにより出力し、作成された。

今回の選挙人名簿は、6月5日から9日まで、5日間かかって作成され、異議申立て等の手続きを経て6月20日確定した。集計によると、有権者数は、総人口数4,557万人の68.1%である3,104万人であった。これは、92年大統領選挙時の有権者2,942万人より162万人増加、総人口に占める有権者数の比率も1.4%増加した。

<表1>年齢別・男女別有権者現況

(単位：千名)

区分	計	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上
計	31,048 (100%)	8,997 (29.0%)	8,563 (27.6%)	5,345 (17.2%)	4,413 (14.2%)	3,730 (12.0%)
男	15,279 (49.2%)	4,593	4,394	2,727	2,133	1,432
女	15,769 (50.8%)	4,404	4,169	2,618	2,280	2,298

一方、選挙人名簿に登載された有権者現況（表1）を見ると、20～30代が総有権者の56.6%である1,756万人であり、女性が男性より幾らか多くなっていることが分かる。

## (2) 候補者広報物

今回の選挙で、候補者が有権者に自分を知らせるための手段である広報物に関して、団体長選挙の候補者については選挙用ポスター、選挙広報、冊子型・ビラ型・名刺型の印刷物の5種、地方議員選挙の候補については、冊子型の印刷物を除いた4種の広報物の作成ができると選挙法に規定されている。

<表2>候補者の広報物提出現況

(単位：百万枚)

区分	計	選挙用ポスター	選挙広報	冊子型	ビラ型
計	474	1	170	101	202
広域団体長	148.2	0.2	55	44	49
基礎団体長	178.3	0.3	61	57	60
広域議員	45.2	0.2	4	—	41
基礎議員	102.3	0.3	50	—	52

## (3) 選挙運動の方法

選挙運動の期間中、候補者は有権者に自分を知らせるため、統合選挙法の趣旨である「金は縛り、口と足はできるだけ自由にする」という原則の下に、合同演説会、政党演説会、個人演説会及び放送演説会などを多様に実施した。

### ① 合同演説会

同じ選挙区で立候補した候補者の政見発表を、同じ場所で合同して開催する演説会で、今回の4大地方同時選挙で、法定の合同演説会は広域団体長を除き、基礎団体長は2回、広域議員と基礎議員はそれぞれ1回以内で開催した。

16日間の選挙運動期間を通じ、基礎団体長の場合、全国で460回、広域議員は834回、基礎議員は3,489回の合同演説会を行った。

### ② その他の演説会

合同演説会以外にも政党・候補者演説会、招請・対談討論会、経歴放送等、多様な方法で演説会が開催され、演説回数は政党・候補者演説会が422回、招請・対談討論会が33回、マスコミ主管討論会22回、経歴放送が44回実施された。

この他に、駅の広場及び大衆の集まる場所等を利用した個人演説会は、候補者別に同時に多発的にいろいろな所で開かれ、有権者に支持を訴えた。

しかし、今回の選挙の場合、自治団体長選挙の熱気に隠れて、地方議会議員に対する有権者の関心度は、91年地方議員の選挙時を大きく下回り、候補者の顔を知らせること等選挙運動を繰り広げる際に、多くの困難もあった。

<表3> 4大選挙別選挙運動方法

(○：可、×：不可)

選挙別運動方法	広域団体長（首長）	基礎団体長	広域議員	基礎議員
合同演説会	×	○	○	○
政党演説会	○	○	○	×
公開場所での演説・対談	○	○	○	○
選挙用ポスター・広報	○	○	○	○
新聞・放送広告	○	×	×	×
候補者放送演説	○	×	×	×
経歴放送	○	○	×	×
マスコミ主管の候補者	○	○	○	○
演説及び経歴放送				
討論機関招請討論会	○	○	○	○
横断幕	○	○	○	○

#### (4) 不在者投票

不在者届対象者は、選挙人名簿に登載された国内居住者のうち、選挙日に自分の住所地の投票所で投票できない者で、区・市・邑・面の長に書面での申告をし、不在者申告人名簿に登載された場合には、不在者投票ができる。

今回の不在者申告期間は、選挙人名簿の作成基準日である6月5日から6月9日までの5日間であり、6月10日に不在者申告人名簿が確定され、6月20日から22日までの3日間に、管轄市・郡・区選挙管理議員会で不在者投票を実施した。

〈表4〉からわかるように、不在者申告人名簿に登載された有権者は、全部で78万余名であり、軍人が不在者投票全体の67.5%を占めたことがわかる。

#### 〈表4〉 不在者申告人名簿の確定現況

(単位：名)

区分	計	軍人	戦・義警	警察・選挙事務員	一般不在者
計	786,328	531,298	43,235	156,719	55,076
男	728,175	530,030	43,235	121,050	33,860
女	58,153	1,268	—	35,669	21,216

一方、不在者の申告人名簿に登載された有権者のうち、不適格者494名、居所投票者56,013名を除いて694,690名が投票に参加し、95.2%の投票率であった。

これは、92年大統領選挙時の不在者投票率95.7%、国家議員選挙96.8%とほぼ同じ水準であり、不在者申告人数も選挙人数3,104万名の2.5%で、92年大統領の2.5%、総選挙の2.6%とほぼ同じ水準であった。

#### (5) 3党（民自、民主、自民）への国庫補助金

民自、民主、自民の与野3党は14日と15日、政治資金法により決まった選挙関連補助金と下半期政党運営補助金を選挙管理議員会から支給された。選挙関連補助金522億余

ウォン（総有権者 2,900 万名 × 600 ウォン × 3 つの選挙（政党公認がない基礎議員は除く））と運営補助金 58 億余ウォン（総有権者 × 800 ウォン × 4 分の 1）の合わせて総 580 億ウォンに達する金額である。

政党別には、議員（国会）168 名の民自党が選挙補助金 231 億ウォンと政党補助金 25 億 6,000 余万ウォン等合わせて 256 億 7,000 余万ウォンで一番多い。議席数が 97 席の民主党は選挙補助金 175 億 3,000 余万ウォンと政党補助金 19 億 4,000 余万ウォン等総額 194 億 8,000 余万ウォンであり、21 議席で最近院内交渉団体を構成した自由民主連合（自民連）は選挙補助金 115 億 6,000 余万ウォンと政党補助金 12 億 8,000 余万ウォン等 128 億 5,000 余万ウォンの支給を受けた。

政党補助金は選挙費用として使用できないため人件費等一般経費にのみ使用される。

民自党の場合、選挙補助金 231 億ウォンのうち 70% 余に当たる 160 億余ウォンは候補者登録に必要な供託金と法定選挙費用限度額の 60% を支援、残り 30% は党中央レベルの広報費等選挙資金として使用。

民主党は 175 億ウォンのうち、候補者供託金として 95 億ウォンを、支援金として 5 億を支給し、残りは選挙企画及び公告料等に充当。

自民連は候補登録に必要な寄託金の場合、市（広域）・道の市長と知事、市長・郡守・区長、市・道（広域）議員全員に支給し、これに 22 億を使った。

<表 5> 政党別国庫補助金配分額

（括弧の中は国会議席数、単位：千ウォン）

	民自党（168）	民主党（97）	自民連（21）
地方選挙国庫補助金	23,100,000	17,530,000	11,560,000
政党運営補助金	2,560,000	1,940,000	1,280,000
計	25,660,000	19,470,000	12,840,000
比率	44.3%	33.6%	22.1%

#### （6）法定選挙費用

候補者の法定選挙費用は次のとおりである。

広域自治団体長	平均 6 億 3,400 万ウォン
基礎自治団体長	平均 5,600 万ウォン
広域議会議員	平均 1,900 万ウォン
基礎議会議員	平均 1,100 万ウォン

#### （7）投票の方法

○投票時間 6 月 27 日午前 6 時から午後 6 時まで

○投票用紙は 4 枚

◇自治区・市・郡議員選挙－鶏卵の色 ◇市・道議員選挙－薄い青色

◇自治区長・市長・郡守選挙－薄緑色 ◇広域団体長（市・道知事）選挙－白色

## ○投票用紙記入の手続き

①まず、自治区・市・郡議員及び市・道議員選挙投票紙をもらって投票用紙に記入してから投票箱に入れ、

②また、自治区府長・市長・郡守及び広域団体長（市・道知事）選挙投票用紙をもらって投票用紙に記入してから投票箱に入れる。

※1)投票区委員長の印が抜けると無効になるので、投票用紙をもらったら必ず確認しなければならない。

※2)投票用紙には投票用紙記入所（記票所）に配置された記票用具（ボールペンの大きさの選挙用はんこ）を使用して各々記票（○の中に人の字が入っている）をしなければならない。選挙用はんこ以外のはんこを押したり、他の印をすれば無効になる。

## ○投票に行く時は

◇身分証明書（住民登録証・旅券・運転免許証・公務員証）と自分の印鑑を持っていかなければならない。

政党推薦委員	委員長	
	※1)	
ソウル特別市長選挙委員会（印）		
1 民主自由党	候補者名前	
2 民 主 党	候補者名前	
3 自 民 連	候補者名前	
4 無 所 属	候補者名前	○※2)
5 無 所 属	候補者名前	

## 2 候補者登録

今回の選挙に立候補しようとする候補者は、団体長及び広域議員の場合、政党公認ができることとされ、基礎議員に限って政党公認が排除された。<表6>に基づき候補者登録状況を見ると、全5,758人の選出対象に15,596人が登録をして全体で2.7倍の競争率を見せ、広域団体長の場合は60年の広域団体長選挙8.3倍を大きく下回る3.7倍、基礎団体長の場合は今回の選挙で一番高い競争率を見せ、60年基礎団体長選挙の4.2倍に近い4.1倍であった。また、広域議員は、91年広域議員選挙時の3.1倍より少し低い2.7倍、基礎議員は91年の2.4倍より少し高い2.6:1倍であった。

<表6>4 大選挙別候補者の登録現況

(単位:名)

選挙別	選挙区数	選出定数	候補者数	競合比率
計	4,870	5,758	15,596	2.7:1
市・道知事	15	15	56	3.7:1
市・郡・区庁長	230	230	943	4.1:1
市・道議員 (比例代表)	875	972 (97)	2,627 (178)	2.7:1 (1.8:1)
市・郡・区議員	3,750	4,541	11,970	2.6:1

一方、市・道議員の場合には、地域区の市・道議員875名中、政黨得票比率により10%を比例代表市・道議員に選出するように規定し、97席の比例代表議員が選出されることになり、ここに178名の候補者が登録、1.8倍の競争率を見せた。

今回の選挙で、一番競争が激しい地域は、市・道知事の場合、ソウル市長が9倍、市・郡・区庁長は江原道原州市長11倍、市・道議員は全南咸平郡第1選挙区7倍、市・郡・区議員は全南高興南陽面9倍であった。

#### (1) 候補者の登録現況

全候補者15,596名中、比例代表の市・道議員178名を除いた15,418名について政党別、年齢別、学歴別の現況は次のようになる。

#### 政党別候補者現況

(単位:名)

計	民自党	民主党	自民連	無所属	その他
15,418	1,056	748	255	13,355	4

\*無所属候補者の中、11,970名は基礎議員である。

#### 年齢別候補者現況

(単位:名)

計	30才未満	30~39	40~49	50~59	60以上	備考
15,418	71	1,794	4,710	6,797	2,046	男:15,167 女: 251

\* 最年少者: 基礎議員候補者 - 釜山 蓮堤区蓮山8洞 パク・オンキョン(25才)

最高齢者: 基礎議員候補者 - ソウル 道峰区雙門3洞 チョウ・ギボン(76才)

#### 学歴別候補者現況

(単位:名)

計	独学	小卒	中卒	高卒	専門卒	大退	大卒	大学院卒
15,418	382	1,279	1,680	5,335	473	1,073	3,823	1,373

## （2）候補者辞退・死亡・登録無効

候補者登録後、6月27日の選挙前まで辞退者26名、死亡者2名、登録無効者16名等44名が登録から除かれ、選挙別には広域団体長が1名、基礎団体長3名、広域議員8名、基礎議員32名となる。

したがって、最終候補者数は全部で15,552名になり、広域団体長が55名で3.7倍、基礎団体長は940名で4.1倍、広域議員は2,619名で2.7倍、基礎議員は11,938名で2.6倍に確定された。

## （3）無競合選挙区

今回の選挙における無競合選挙区は、287選挙区の327名であり、選挙別としては広域団体長はなく、基礎団体長が4名、広域議員41名、基礎議員は242選挙区の282名であった。

市・道別に見ると、基礎団体長の場合、釜山東莱区及び海雲臺区、仁川甕津郡、江原楊口郡等4ヶ所で、広域議員は、釜山が12名、基礎議員は慶南が36名で一番多かった。

一方、広域議員及び基礎議員の場合、無競合選挙区は投票を行わず、その候補者を当選人として決め、基礎団体長の無競合選挙区は、投票は行うが、有効投票の総数1/3以上を得ると当選となるよう規定されている。

# 3 選挙よりもやま話

## （1）選挙の投・開票の管理及び所要人力

今回の選挙では、投票要員139,649人と、開票要員113,845人等、全部で253,594人が動員された。投票要員は27日選挙当日、投票場で参観人として投票進行を監視して、開票要員は投票当日の夜から翌日、当選者が確定されるまで開票業務に従事した。

ところで、問題は、全国の小・中・高校教師335,000余名のうち、31%に当たる104,100余名が投・開票要員として一度に動員されたという事実である。ソウルの場合、全教師の41.5%も投・開票に参加することとなり、すべての学校が選挙翌日の28日まで授業を休まなければならなくなってしまった。選挙が教育に被害を与えるということには、このように教師の動員と、学校を選挙の投・開票場として使うこと以外にもある。選挙運動期間中、いつでも学校の運動場を遊説場で使用することにより、授業に支障を与えるだけでなく、学校の器物が破損するなど、いろいろな問題が生じた。

政府としては、国家の重大事である選挙に、教師を動員し、学校施設を利用するには当然のことだといえるが、教師の反論にも一理ある。

なぜならば、投・開票の管理ができる大きな知識人集団としては教師しかいなかった昔とは違って、今は、選挙管理ができる人的資源は、選挙管理委員会がボランティア要員活用計画を前もって立てていたなら十分であったと考えられるからである。また、遊説場での熱弁が2世教育には役に立たないというのが、教師の反論である。今後の選挙についても教育への被害の問題を考えていかなければならないだろう。

## 選挙所要人力（単位：千名）

- ・選挙管理委員職員：108
- ・行政公務員：204
- ・警察公務員：321
- ・教師：104
- ・法院公務員：1.6
- ・金融機関職員：4.8
- ・その他：17

### （2）候補者番号（記号）

選挙戦が終盤に入る頃、各候補の陣営では有権者の選択を誘導するため、様々な記票方法についての広報が登場し、注目を集めた。これは、今回の選挙で有権者が広域・基礎団体長、広域・基礎議員等4回の選択機会を同時に持つため、相対的に候補者に対する関心と認知度が低い議会選挙において記号が持つ比重が大きかったからである。

すなわち投票用紙には整理番号、政党名、候補者名と空欄が印刷されており、記載台に用意されたスタンプを自分の投票したい候補者の空欄に押すわけだが、今回のように4つの選挙が同時に行われると、候補者名を覚えることが難しく勢い各政党は整理番号を有権者に宣伝し、その番号で投票をお願いすることになる。基本的には、民自党が1、民主党が2、自民連が3、その他の政党なり無所属候補は4以上の番号を与えられる。

ところが、各政党が全選挙区に候補者を立てれば問題がないわけだが、地域性が強いこの国では勝ち目がないと思われる選挙区には候補者を出さない。例えば、ある選挙区で民自党が候補者を出さないとすると整理番号の1は次の民主党に与えられる。

したがって、各政党が優勢地域で「1111」「2222」等の記票戦略を立てればいいということにもならず、意外に複雑なものとなった。

◆事例1－民自党の忠清北道選挙対策本部は、記票要領（コツ）の広報を投票と密接に連動するとの戦略の下に『犯罪申告は112、火災申告は119、地方選挙は111』というスローガンを掲げている。これと同時に基礎議員（政党公認がない）はだれが当選しても気にしないといふいわゆる「運に任せる」方式の『記票は1111』戦略も共に押し進めた。

◆事例2－民主党の基盤が強い全羅北道淳昌・高敞郡守選挙で民自党が候補を出さないことから記号1番を割りあててもらった民主党候補は有権者が2番に記票することを心配し、有権者に「2122」（広域・基礎団体長、広域・基礎議員順）の方式を広報することに苦労した。



### (3) 選挙に珍記録続出

6・27統一選挙は、広域団体長・基礎団体長・広域団体議員・基礎団体議員選挙の同時実施という政治を象徴するにふさわしい各種の珍記録が続出した。

まず、目を引くのは、候補者登録の結果である。6月11、12日の両日に実施された候補者登録で、15、418人の候補者が登録を行った。選挙別に見ると市道知事（15名）が56名、基礎団体長（230名）が943名、広域団体議員（875名）が2,449名、基礎団体議員（4,541名）が11,970名である。全体平均競争率は2.7対1で、当初予想より多少低かった。

政党別の公認は、民自党が1,057名で最も多く、民主党は749名、自民連は255名を公認した。この他に、院内議席を保有していない韓国党、親国民党、大韓民主党も公認候補を出した。無所属の出馬数は1,383名（基礎団体の議員は、政党の公認を受けることができないため当該出馬数から除かれている）であった。地域や選挙の種類に関係なく、無所属で出馬する傾向が加速していることが読み取れる。

有権者数が3,000万人を超えたことも今回が初めてのことである。92年総選挙や大統領選挙時の有権者数は、2,900万人を上回る程度であったが、今回の選挙を契機とし、選挙人口3,000万時代に突入したわけである。また、候補登録時の寄託金も466億ウォンに達し、韓国選挙史上、最高額を記録した。この金額は、92年総選挙時の4倍になる。

各候補の財政状態を公開する財産登録結果も注目を集めた。市道知事候補たちの財産は、10億ウォン前後であったが、基礎団体の議員の中には、財産が100億ウォン以上という富豪も多数いた。特に、慶尚北道のある基礎団体の議員候補は、1,221億400万ウォンという天文学的数字を申告して話題となった。

この他に、個人演説会（公の場所での対談・演説）の開催については特に制限がないため、実施された回数が多くて集計することができない状態である。広報のための張り紙をはじめ、各種広報用印刷物も選挙運動が許される6月26日までに、15億枚程度ばら

まかれたと予想され、選挙管理だけでも 110 万人以上が投入された。

しかし、今回の選挙では好ましくない記録も多く見られたと言われ、例えば、現行選挙法の不備を悪用した各種の脱・不法選挙運動が公然と行われていることはもちろん、その上、学歴や経歴を詐称した事例も相当数に達したと言われる。公明選挙運動団体が最近、候補者 400 名を対象に調査した結果によると、全回答者の半分以上が学歴・経歴を詐称しているという事実が発覚したとの報道もあった。

#### （4）選挙後の広報物処理

今回の選挙では選挙候補者の広報物と横断幕の処理に関連機関が苦労した。選挙運動には欠かすことのできない物であるが、その量が多く、資源再生の側面からも難しい点が多くなったからだ。

各選挙管理委員会では、法定枚数を超過した広報物の多くは、4～5万枚ずつ倉庫に山積みとなった。候補者が不足することを恐れて、予想以上に多くの部数を提出したからだ。ソウル九老区選挙管理委員会の場合、区長候補が提出した法定枚数は 13 万 8 千枚だが、洞事務所で配布した後も候補者一人当たり 1～5 万枚ほどが余り、倉庫に入りきらないくらいであり、永登浦区では、ソウル市長候補一人当たり広報物提出量が 6 万 1 千 2 百枚であるのにもかかわらず、「ビッグ 3」が 7 万余枚ずつを送ってきたため、3～4 万枚余りに紐がかったままであると伝えられた。

中央選挙管理委員会側は『ざら紙の広報物は再生可能で選挙管理委員会別に収集する方法を検討中だが、コーティングされてたりカラー印刷されたものは、焼却するしかなく、公害の心配がある』と語った。



▲選挙用小型印刷物（仁川広域市東区第 2 選挙区に住んでいたソウル事務所調査員の自宅に届いたもの）

この選挙用広報物はB5用紙の大きさで1枚から4枚まで様々であり、候補者の履歴、経歴、公約等、候補者に関することが全部書かれている。柔らかいイメージを与えるためか、中に漫画を入れた物が多かった。

処理が煩わしいものに広報物の他に候補たちの横断幕がある。現在全国で掛けられた横断幕は、一つの市・郡・区当たり平均195枚で、全国で4万4千8百余枚。角材と紐を合わせると、重さだけでも117トンである。統合選挙法によると、横断幕は設置した政党と候補者が撤去しなければならず、これに違反すると2百万ウォン以下の過怠料が課される。しかし、候補者には選挙後の横断幕が見えないようだ。

このため、環境部は地方選挙終了後に、候補者陣営と各地方自治体、韓国資源再生公社の組織を動員して、横断幕をすべて撤去、6つの業者に委託、処理することを決めた。市・郡・区が回収した横断幕は、韓国資源再生公社の79事業所が無料で運搬し、農作物保温用・土木工事用カバーやベッドのマットレスの内張りなどとして再生されると伝えられた。



▲横断幕（ソウル特別市城北区普門洞）  
韓国で選挙の雰囲気を最も盛り上げたのは横断幕だろう。人と車が頻繁に行き交うところには、必ず横断幕がかけられている。

▼横断幕と看板（仁川広域市東区松森洞）  
商店の看板が選挙用看板に変身。



## （5）選挙話題地域「男女対決」

京畿道光明市長選挙は全国的な関心を集めた中の一つであった。

民自党が全国で唯一の女性市長であった当時の全在姫市長を公認すると、民主党も全市長の前任で2年3ヶ月間市長を務めた金汰洙氏を公認した。

2名の候補の履歴は両党が勝利の大言壯語を吐くくらい多様であった。

全氏は「女性行政考試合格（日本の国家上級公務員試験に該当する）1号」「最初の女性市長」「民自党公認1号」等「紅一点」と「最初」という修飾語がいたるところに付いていた。文化広報部と労働部を経て1年前内務公務員の花である市長として華麗にデビューした。市長在任期間は11ヶ月11日。

これに対し金氏は、行政考試に合格、29才で全羅北道井邑警察署長をはじめ五つの警察署長、七つの地域の市長・郡守を30年の間に歴任した。

スタイルも大いに異なる。全氏がエリート意識が強く、細かい性格のまめな人であれば、金氏は圓碁5段の実力者として豪放な性格の持ち主と言われていた。

全氏は「開かれた市政、透明な行政」を打ち出し、金氏は「信頼と友愛の光明天地建設」をキャッチフレーズに掲げた。

一部の公務員と市会議員、社会団体等では、全氏の天下り式の公認に不満がないこともなかったが、女性団体は『今度の機会に女性市長を一度選んでみよ』と意欲を見せていました。実際全氏は『今回の選挙は「男女の対決」ではなくて30万光明市民の切り回しの上手な人を選ぶものとして斬新さと行政能力が物差しにならなければならない』とし、正面対決を選んだ。金氏は『女性ではなく有能な後輩との対決だから負担がある』としながらも『行政家としての真面目さを見せたい』と酒、煙草をやめて選挙に臨んだ。

### ◆光明市の選挙結果は次のとおりであった。

全在姫（自）58,274 金汰洙（主）53,961 文漢旭（連）13,486 咸炳洙（無） 4,771

今回の統一地方選挙には、広域団体長2名、基礎団体長4名、広域議員40名、基礎議員252名の女性候補者が登録して、当選者は基礎団体長1名（光明市）と議員80名であった。

## 「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 111 号	大韓民国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向一	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン ーその過去・現在・未来ー	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994年英國統一地方選挙と欧州議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 87 号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/5/30
第 86 号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/5/30
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 83 号	統一ドイツと財政調整 一連邦制財政システムは生き残れるか一	1994/4/15
第 82 号	アイルランド ー国の仕組みと地方自治ー	1994/3/25
第 81 号	イギリスの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 80 号	内側から見た英國	1994/3/15
第 79 号	英國の地方団体構造改革の動向	1993/12/24